



厚生労働省福島労働局 発表  
平成 25 年 7 月 24 日

担  
当

福島労働局労働基準部監督課  
監督課長 樋口 雄一  
主任監察監督官 松野 正佳  
電話 024 ( 536 ) 4602

## 除染事業者に対する監督指導結果（平成 25 年 1 月～6 月） 及び事業者に対する要請について

福島労働局（局長 河合 智則）は、管内で実施した除染事業者に対する直近の監督指導の結果を取りまとめました。

また、その結果を踏まえ、除染等業務を実施している元請事業者に対して、労働基準関係法令の遵守等について要請を行います。

### 1 監督指導結果（表 1、2 参照）

除染等業務に従事する労働者の労働条件や安全衛生の確保を図るため、福島労働局管下の労働基準監督署が平成 25 年 1 月から 6 月末までの間に実施した監督指導の実施事業者数は 388 事業者となりました。

今回、特殊勤務手当（除染手当）の問題を始め、賃金等の労働条件に関する相談を踏まえ、各事業場における労働条件の明示や賃金の支払、労働時間等の労働条件に関する事項について重点的に調査しました。

その結果、何らかの労働基準関係法令（労働基準法、労働安全衛生法）違反が認められたのは 264 事業者（違反率 68.0%）でした。これらの違反が認められた事業者に対しては、是正勧告書を交付し、是正に向けた指導を行いました。

また、違反件数は 684 件で、そのうち労働条件関係の違反は、賃金の支払（労基法第 24 条）、割増賃金の支払（同第 37 条）、賃金等の労働条件の明示（同第 15 条）、賃金台帳の作成（同第 108 条）など 473 件でした。

安全衛生関係の違反は、作業指揮者（労働安全衛生法第 22 条、除染電離則第 9 条）、特殊健康診断の実施（同法第 66 条、同則第 20 条）など 211 件でした。

## 2 労働基準監督署が実施した臨検監督時における事業者の対応調査結果

平成 24 年 11 月及び 12 月に福島労働局管下の労働基準監督署が実施した除染現場への監督指導に際し、一部の事業者には作業員に対する除染手当の「不払い口止め」があったとの報道を受け、事実関係及びそれに関する労働基準法違反の有無について調査を実施しました。

その結果、労働基準監督官に対して、賃金額について手取額ではなく総額で回答するよう説明・指示した事例、除染手当が支払われることの説明を受けていないのに、もらっていると回答するよう指示されたと作業員が申述する事例がありました。なお、実際に労働基準監督官に対し虚偽の回答を行った事例は認められませんでした。

こうした事例に関しては、雇い入れ時に労働条件を明示しなかった違反、宿舍費等を賃金から控除する際の違反が認められたため、当該事業者に対して是正勧告を行いました。

## 3 元請事業者への要請

1、2の結果に基づき、福島県内の除染等業務を施工している元請事業者 136 者に対して、賃金等の労働時間の明示、賃金の支払い等の法違反が多く認められた事項を中心に、関係法令の遵守の徹底等に関する要請を行います。

## 4 その他の取組

### (1) 福島環境再生事務所との連携

昨年 11 月以降、特殊勤務手当（除染手当）の不払い等を把握した場合には、福島労働局から福島環境再生事務所に対して情報提供を行っています。

これまでの情報提供数は、平成 24 年度（平成 24 年 11 月から平成 25 年 3 月）は 11 件、平成 25 年度（平成 25 年 4 月から 6 月）は 9 件です。

(2) 除染作業に係る労働相談窓口について

福島労働局及び県内の労働基準監督署においては、除染作業等に従事する労働者からの賃金の支払、解雇等の労働条件などに関する相談を受け付けています。

**労働相談窓口**

署名等	所在地	電話番号	管轄
福島労働局	〒960-8021 福島市霞町 1-46 福島合同庁舎 5F	024-536-4602 (監督課)	
福島	〒960-8021 福島市霞町 1-46 福島合同庁舎 1F	024-536-4610	福島市、二本松市、伊達市、伊達郡、相馬郡飯館村
郡山	〒963-8025 郡山市桑野 2-1-18	024-922-1370	郡山市、田村市、本宮市、田村郡、安達郡
いわき	〒970-8026 いわき市平字堂根町 4-11 いわき地方合同庁舎 4F	0246-23-2255	いわき市
会津	〒965-0803 会津若松市城前 2-10	0242-26-6494	会津若松市、大沼郡、南会津郡、耶麻郡(猪苗代町、磐梯町)、河沼郡
白河	〒961-0074 白河市郭内 1-124	0248-24-1391	白河市、西白河郡、東白川郡
須賀川	〒962-0834 須賀川市旭町 204-1	0248-75-3519	須賀川市、岩瀬郡、石川郡
喜多方	〒966-0896 喜多方市諏訪 91	0241-22-4211	喜多方市、耶麻郡(西会津町、北塩原村)
相馬	〒976-0042 相馬市中村字桜ヶ丘 68	0244-36-4175	相馬市、南相馬市、相馬郡新地町
富岡	〒970-8026 いわき市平字田町 120 ラトビル 8F	0246-35-0050	双葉郡

表 1 監督指導実施状況

	25年1月～6月	累計 (24年4月～25年6月)
監督実施事業者数	388	630
違反事業者数	264	372
違反率(%)	68.0%	59.0%
違反件数	684	903
うち労働条件関係	473	512
うち安全衛生関係	211	391

表 2 主な違反内容

(1) 労働条件関係 (件数)

	25年1月～6月	累計 (24年4月～25年6月)
賃金等の労働条件の明示(労基法第15条)	82	93
賃金不払(労基法第24条)	67	73
内訳	・労使協定の締結なく、親睦会費や寮費・食費等を賃金から控除していたもの	36
	・内部被ばく測定に要した時間に対する賃金を支払っていなかったもの	6
	・特別教育受講に要した時間に対する賃金を支払っていなかったもの	16
労働時間(労基法第32条)	53	57
割増賃金の支払(労基法第37条)	108	110
労働者名簿の作成(労基法第107条)	52	59
賃金台帳の作成(労基法第108条)	90	97

(2) 安全衛生関係 (件数)

	25年1月～6月	累計 (24年4月～25年6月)
安衛法第22条	線量の測定(除染電離則第5条)	13
	事前調査(除染電離則第7条)	20
	作業の指揮者(除染電離則第9条)	6
	退出者の汚染検査(除染電離則第14条)	14
	持出し物品の汚染検査(除染電離則第15条)	2
	保護具の使用(除染電離則第16条)	7
	放射線測定器の備付け(除染電離則第26条)	0
安衛法第59条	特別教育の実施(除染電離則第19条)	16
安衛法第66条	特殊健康診断の実施(除染電離則第20条)	8

今回の発表分(平成25年1～6月)では、労働条件関係の違反が増加していますが、これは、平成24年11月以降、特殊勤務手当(除染手当)の問題を始め、賃金等の労働条件に関する相談が多数寄せられたことから、各事業場における労働条件の明示や賃金の支払、労働時間等の労働条件に関する事項について重点的に調査した結果と考えられます。

## 主な違反の態様

### (1) 表2(1)関係

- ・ 労働条件の明示(労働基準法第15条)に関する違反については、労働者を雇用する際に書面による労働条件の明示がなされていない場合の他、日給額と特殊勤務手当(除染手当)が分けて記載されていないなど、労働基準法等で定められた事項が正しく記載されていないケースが多数を占めています。
- ・ 定期賃金の支払(労働基準法第24条)に関する違反については、労働者の過半数を代表する者との労使協定を締結することなく寮費、食費等を賃金から控除しているという違反が最も多く、その他、除染に係る特別教育の受講に要した時間や、内部被ばく測定に要した時間に対する賃金を支払っていないケースが多数認められました。
- ・ 割増賃金の支払(労働基準法第37条)に関する違反は、週40時間を超える時間外労働に対する割増賃金の不払が大多数を占めています。  
なお、特殊勤務手当(除染手当)が割増賃金の算定の際の基礎に含まれていない事案も散見されました。
- ・ その他、労働者名簿や賃金台帳については、作成されているものの、労働基準法等で定められている事項が記載されていないケースが目立ちました。

### (2) 表2(2)関係

安全衛生関係については、除染に係る特別教育について、教育が実施されているものの、その実施時間数や、実施科目が不十分であったケースや、防じんマスクや線量計を正しく装着していないケースが散見されました。

これら安全衛生に関する法違反については、下請け事業者のみでは是正が困難な面もあるため、元請事業者に対しても是正指導を行い、下請け事業者における労働者の適正な健康管理等に積極的に協力するよう促しています。